

先月に引き続き

最低賃金について考える②

令和5年10月1日からの最低賃金(福島県)

時間額 900円

①最低賃金より低い賃金で契約した場合

労働者・使用者双方の合意であっても→法律によって無効とされ、

↓
最低賃金と同様の定めをしたとみなす

②最低賃金を支払っていない場合

- (1)最低賃金に満たない差額の支払い義務
- (2)地域別最低賃金額以上支払わない場合

罰則→50万円以下の罰金(最低賃金法第40条)



③最低賃金の周知義務

使用者→最低賃金の適用を受ける労働者の範囲、最低賃金額、算入しない賃金、効力発生日→「周知義務」(最低賃金法第8条)(最低賃金法施行規則)

罰則→30万円以下の罰金

<事務所より>

2カ月にわたり最低賃金についてご案内いたしました。一昨年は28円アップ、昨年は30円アップ、今年は42円アップと使用者にとっては厳しい改定が続いております。先月号、今月号を読んでいただき、10月から対応をお願いします。

10月の年金相談日は「5、12、17、19、24、26日」です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしく願いいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所